

主 文

労働基準監督署長が平成29年8月24日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族A（以下「被災者」という。）は、平成28年9月27日、B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、鳶職として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、工事現場において上棟作業に従事していたところ、建物2階部分から転落し、D医療機関に救急搬送され入院加療するも、同月〇日死亡した。
- 3 本件は、請求人が、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を7305円として、これらを支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことにつき、本件処分の給付基礎日額を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月7日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した7305円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、給付基礎日額は1万円以上で、時間外の割増手当も未払であると主張するので、以下検討する。

ア 賃金

Eは、「被災者の労働条件について、労働契約書はなく口約束であるが、休んでも補償する月給制で、30歳超えの職人は経験も加算して35万円程度であるが、被災者は未経験者のため年齢相応の20万円とした。」旨申述している。

また、Eの説明文書には、被災者の就労期間が1か月に満たないため、日割りにより、月給20万円を実働25日で除して1日8000円として計算した旨記載されている。

なお、請求人は、被災者は月給30万円の約束であった旨の主張をしているが、そのような事実があったことは一件記録によっても確認できず、Eが年齢相応の月給20万円とした旨を申述していることから、被災者の月給は20万円であったものと認められる。

イ 労働時間

令和元年11月12日付けの会社作成の回答書によると、会社が提出した就業規則には、平成30年5月1日から施行とあり、被災者が就労していた当時、会社には、就業規則がなかったものと認められる。

このため、就業規則等において別段の定めのない場合の労働基準法上の取扱いとして、日曜日から土曜日までを歴週として、1週間の労働時間を算定することになる（昭和63年1月1日付け基発第1号・婦発第1号）。

本件において、Eは、「1日の就労時間は7時間20分、週休日は日曜日、その他に盆暮れに休暇があり、8時間を超える場合は割増を払っているが、

明確な決まりはない。」旨申述していることから、被災者の1日の所定労働時間は7時間20分であると認められる。

ウ 時間外労働時間

Eの説明文書の「出勤表」によると、平成28年10月1日（土曜日）を「申告休み。出勤扱い」（年次有給休暇相当）とし、同年9月27日（火曜日）から同年10月1日（土曜日）は労働日5日で週の労働時間数は36時間40分（1日7時間20分×5日）、同月2日（日曜日）から同月8日（土曜日）は労働日6日で週の労働時間数は44時間（1日7時間20分×6日）、同月9日（日曜日）から同月15日（土曜日）は労働日6日で週の労働時間数は44時間（1日7時間20分×6日）、同月16日（日曜日）から同月19日（水曜日）は労働日3日で週の労働時間数は22時間（1日7時間20分×3日）とされている。

そうすると、この間に被災者が就労した土曜日である同月8日及び同月15日の2日間を含む各週は、被災者の就労日数は6日であり、1週の労働時間数は44時間（1日7時間20分×6日）であることから、これらの各週はそれぞれ4時間の時間外労働が認められる。

エ 時間外労働割増賃金

平成28年10月度の給与明細書に残業手当の欄が空白であることから、ウの時間外労働に対する割増賃金（以下「本件割増賃金」という。）は支給されておらず、Eの説明文書にも本件割増賃金の支給について記載はない。

これらのことから、同年9月27日から同年10月19日の間に支払われた賃金の総額に、本件割増賃金額は含まれておらず、未払であると認められる。

オ 給付基礎日額

労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、同条第2項で、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間（ただし、同条第6項で、雇入れ後3か月に満たない場合は雇入れ後の期間）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。

雇入れ後3か月に満たない場合で、直前の賃金締切日より計算すると未だ一賃金算定期間に満たなくなる場合には、事由の発生の日から計算を行うこととされている。

したがって、被災者の平均賃金の算定期間は、平成28年9月27日から同年10月19日までとなる。

また、年次有給休暇の賃金は、日によって算定され、その休暇日数は、労働した日数として算入されることとされている。

さらに、支払われた賃金の総額には、現実に既に支払われている賃金だけではなく、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むものと解すべきであるとされている。

(2) そうすると、本件処分においては、前述の未払の本件割増賃金が賃金総額に算入されていないため、これを加算すると、給付基礎日額は監督署長において算定した7305円を超えることは明らかである。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当ではないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月9日